

告 示

埼玉県告示第百六十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（修正図化）

三 作業地域

越谷市、吉川市、草加市、三郷市、八潮市、松伏町

四 作業期間

令和三年一月二十九日から令和三年三月三十一日まで